



家きん飼養者 様

飼養衛生管理基準のポイント 第1号

令和3年4月21日

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

令和2年10月1日に飼養衛生管理基準が大幅に改正されました。新しい基準を理解していただくため、毎週1回程度を目安に、各項目の内容やポイントを少しずつお知らせしていくことにしました。

定期的にお知らせが届きますので、気軽に読んでいただいて、読んだあとは捨てずに保管をお願いします。

初回は、おさらいも兼ねて、10月の基準改正の概要をお知らせします。



あ〜、飼養衛生管理基準ねえ...。
毎年、家畜保健所が点検にきて色々言っていくやつだよな。
前と何が変わったんだっけ？

1つは、全体の構成がおおきく変わっているんじゃないよ。
大きく次の**4つの目的**にそって項目が体系化されたんじゃないよ。

- I 家畜防疫についての基本項目
- II 衛生管理区域の外から病原体の侵入防止
- III 衛生管理区域内でのまん延の防止
- IV 衛生管理区域の外への病原体の拡散防止



2つ目は、基準の項目が**26項目から35項目に増えた**ことじゃない。追加された主なものは次のとおりじゃ。1つ1つは少しずつ説明するが、大事だから覚えておくんじゃないぞ。

- ・所有者の責務（項目 I-1）
- ・マニュアルの作成・周知（I-3）
- ・衛生管理区域での愛玩動物の禁止（I-9）
- ・交差汚染の防止（II-14、15）
- ・飼料保管庫などへの侵入防止措置（III-24）
- ・衛生管理区域からの持出物品・車両等の消毒（IV）



う〜ん...、鶏の世話するだけでも忙しいのに、
また大変になったようだなあ。
どうしても取り組まなきゃいけないのかなあ・・・。

そうじゃなあ・・・、
大変だという気持ちはよくわかるんじゃが・・・



飼養衛生管理基準は、**農場を鳥インフルエンザの感染から守るために実施しなければならないことを定めているんじゃよ。**
豚の病気が発生したのをきっかりに、今回、見直しされたんじゃ。
全部の項目を完璧に実施するのは農場によっては難しいかもしれないが、**項目ごとの目的を理解して、それを果たすために何ができるか考え、できる限りの最善の方法で実践し、改善していくことが大事なんじゃ。**



となりの爺さんは、“もう年だから、病気がでたらやめればいい”なんて言ってたけど・・・

やめるなんて言われると悲しくなるなあ・・・



じゃがな、鳥インフルエンザを発生させないことは、自分の**農場を守るためだけじゃないんじゃ。**

鳥インフルエンザがでると、**周辺の農場の鶏の移動や出荷が制限**されたり、**食鳥処理場がストップ**したりと、**他の農場にも影響があるんじゃぞ。**1農場で発生しただけで**海外との輸出入に影響する場合もあるんじゃ。**
それに、鳥インフルエンザを封じ込めるために、**沢山の金もかかる**しのう・・・。**大事な税金**じゃからな。



みんなが**飼養衛生管理基準を守って、農場と養鶏業界を守っているんだ、という気持ち**で取り組んでほしいんじゃ。



ふ～ん、自分の事だけでもないんだなあ。大変だけどな。とりあえず、次回からのお知らせぐらいは見ておこうか・・・

そう思ってもらえて良かった。次回から、各項目について、お知らせしていくから、読んでおくれよ。
今日は、少ししゃべりすぎてしまったようじゃな。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県南家畜保健衛生所 担当：小家畜課
Tel：0197-23-3531 FAX：0197-23-3539
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

